

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第二十七号

昭和二十四年六月鳥取縣規則第四十五号鳥取縣消費地域
生鮮水産物配給規則は昭和二十五年三月三十一日限り廢
止する。

昭和二十五年四月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

告示

◇鳥取縣告示第二百二十号

府縣道路路線を次のように認定し公布の日から供用を開始
する。

昭和二十四年四月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十五年四月二十八日
第二千百三十三号

金曜日

本書はキヤハ國定規則第五

路線名	起 点、終 点	主なる經過地
大羽尾 東浜停車場線	起 点 岩美郡東村大 字大羽尾字屋敷 終 点 同東浜停車場	府縣道 鳥取城崎線

◇鳥取縣告示第二百二十一号

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次の
ように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十五年四月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏名 鳥取市新町三七

上根安 治良

一、建築物の位置 鳥取市新町三七

一、同 用途 店舗

一、同 構造 木造 鉄板葺 平家建 一棟

- 一、同 規模 建築面積 一〇、七三平方米
- 突出する部分 五、二八平方米
- 一、許可條件
- 一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲り渡しを受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

◇鳥取縣告示第二〇二二二号

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十五年四月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、建築主の住所氏名 鳥取市大工町頭二三番地

- 一、建築物の位置 鳥取市大工町頭二三番地
- 一、同 用途 店舗
- 一、同 構造 木造 瓦葺 二階建 一棟
- 一、同 規模 建築面積 二九、〇〇平方米
- 突出する部分 六、四二平方米
- 一、許可條件
- 一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲り渡しを受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

◇鳥取縣告示第二〇二二三号

昭和二十三年十一月厚生省令第三十号医薬品等配給規則第九條の第三項の規定により左の地方販売業者の登録をまつ消する。

昭和二十五年四月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

地方販売業者の氏名もしくは名称 同上 営業所々在地

米子地方医薬品販売商業協同組合 米子市大工町三〇番地

明治商事株式会社 鳥取市二階町三丁目一番地

山脇 一 野 岩美郡成器村大字中河原一二内一

小畑 勳 八頭郡河原町大字袋河原四一四番地

小倉 智恵子 同若櫻町上町一八九番地

長谷川 次信 氣高郡日置村大字河原九三三番地

奥田 治 六 東伯郡橋津村大字橋津七八番地

池田 良藏 米子市博労町二丁目一二一番地

吾郷 憲 孝 同道笑町二丁目一二番地

- 渡部 医兵衛 同四日市町八七番地
- 佐々木 富 男 西伯郡余子村大字中野三五三番地
- 貝田 徳太郎 同境町本町一〇番地
- 中谷 季 夫 同大高村大字尾高一、七三三番地
- 羽場 常三郎 日野郡石見村大字上石見八四一ノ五番地

◇鳥取縣告示第二〇二二四号

昭和二十四年十月鳥取縣告示第五百九十七号生鮮水産物配給規則に基く乙級陸揚地及び指定消費地指定その他の件及び同年同月鳥取縣告示第五百九十八号加工水産物配給規則の規定に基く乙級生産地域及び指定消費地その他の件は三月三十一日限り廢止する。

昭和二十五年四月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

